

## ○桐生市建設工事総合評価落札方式執行要綱

令和4年6月7日  
施行

## (趣旨)

第1条 この要綱は、桐生市条件付き一般競争入札(事後審査方式)実施要綱に基づく建設工事の競争入札において、総合評価落札方式を執行することに関し、必要な事項を定める。

## (定義)

第2条 次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 総合評価落札方式 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号。以下「令」という。)第167条の10の2に規定する、価格その他の条件が本市にとって最も有利なものをもって申込みをした者を落札者とする方式をいい、工事の規模、技術特性により、標準型、簡易型及び特別簡易型の区分とする。
- (2) 標準型 特別簡易型で求める類似工事の経験、工事成績等の技術力に加え、発注者が指定した課題に関する事項や、施工管理の適切性等についての、定性的な技術力及び入札価格を総合的に評価することが妥当であると認められる建設工事
- (3) 簡易型 特別簡易型で求める類似工事の経験、工事成績等の技術力に加え、施工に伴う安全対策、交通・環境への影響、工期の縮減等についての、定量的な技術力及び入札価格を総合的に評価することが妥当であると認められる建設工事
- (4) 特別簡易型 工事目的物の性能や機能向上等に対し、受注者に技術提案を求める必要がない工事や、施工管理に工夫を要する余地のない工事で、類似工事の経験、工事成績等の技術力及び入札価格を総合的に評価することが妥当であると認められる建設工事

## (対象工事の指定)

第3条 総合評価落札方式により執行しようとする工事は、工事の規模、技術特性等を勘案し、契約担当課長が指定する。この場合において、前条第2号から第4号までに掲げる区分を指定するものとする。

## (総合評価の方法)

第4条 総合評価の方法は、総合評価点を求めることにより行うものとする。この場合において、総合評価点の算出方法は、次に掲げる式による。

$$\text{総合評価点} = \text{価格評価点} + \text{技術評価点}$$

- 2 技術評価点は、個々の評価項目において技術力等に応じて与えられる得点の合計とする。
- 3 評価項目は、対象の工事ごとに契約担当課長が設定する。この場合において、対象工事の目的に応じ、特定の要素のみが評価対象とならないように公平性の確保

に配慮しなければならない。

(低入札価格調査制度)

第5条 総合評価落札方式により入札を執行する場合は、低入札価格調査制度を適用する。

(学識経験者への意見の聴取等)

第6条 市長は、令第167条の10の2第4項及び地方自治法施行規則(昭和22年内務省令第29号)第12条の4に規定する学識経験者からの意見聴取のため、別途要綱で定める総合評価落札方式評価審査委員会を設置する。

(入札公告に掲げる事項)

第7条 市長は、総合評価落札方式を実施する際には、入札公告兼入札説明書(以下「入札公告」という。)において、桐生市契約に関する規則(昭和39年規則第23号)第5条に規定する事項に加えて、次の事項について明記しなければならない。

- (1) 入札を総合評価落札方式で実施する旨
- (2) 評価項目算定資料(以下「技術提案」という。)の提出期限
- (3) 落札者決定基準
- (4) 提出された技術提案の内容が達成されなかったときの取扱い
- (5) その他市長が必要と認める事項

(落札者決定基準)

第8条 入札公告の落札者決定基準には、総合評価点の算定方法、評価項目、配点その他落札者の決定において必要な事項を明記する。

(技術提案の提出等)

第9条 技術提案の提出は、入札公告に示された期日までに契約担当課へ持参又は郵送により行わなければならない。

- 2 技術提案の作成等に要する費用は、入札参加者の負担とする。
- 3 第1項の技術提案を提出しない入札参加者及び技術提案に必要とする記載がない入札参加者は失格とする。
- 4 第1項の規定により提出された技術提案の訂正、差し替え又は再提出は認めない。

(技術提案のヒアリング)

第10条 市長は、提出された技術提案の内容について必要に応じ、ヒアリングを実施することができる。

(技術提案の評価)

第11条 市長は、入札参加者が提出した技術提案を桐生市契約等業者指名選考委員会に諮るものとする。

(落札者の決定)

第12条 市長は、次の各号の全てに該当する入札参加者の中から、総合評価点が最も高いものを落札者とする。

- (1) 入札価格が予定価格の範囲内にあること。

- (2) 入札に係る技術提案が、入札公告において明らかにした要求要件のうち、必須とされた項目の最低限の要求要件を全て満たしていること。
- (3) 桐生市建設工事低入札価格調査実施要領(平成21年2月1日施行)の失格基準に該当しないこと。
- 2 総合評価点の最も高いものが2者以上あるときの落札者の決定方法は、入札公告で定める。
- 3 落札者を決定したときは、電子入札共同システムにより入札参加者宛てに通知することとする。
- なお、電子入札共同システムによりがたい場合は他の方法をとることを妨げない。
- 4 総合評価に関する審査結果は、落札者の決定後に公表することとする。
- (評価内容の担保)
- 第13条 技術提案を行った受注者は、発注者が当該技術提案を採用するに当たり、設計図書において施工方法等を指定しない部分の工事に関しても、その責任を負うものとする。
- 2 受注者は、施工において技術提案の内容が満たされない場合は、再度の施工義務を有する。
- 3 前項の規定にかかわらず、技術提案の内容が受注者の責めにより履行できなかった場合で、再度の施工が困難又は合理的でないとき認めるときは、再度の施工を行わず工事成績点を減ずることとし、更に請負代金の減額の措置を講じることがある。
- (技術提案の保護)
- 第14条 技術提案は、その内容が一般的に使用されている状態となった場合は、受注者の以後の工事において、無償で使用できるものとする。ただし、産業財産権等の排他的権利を有する提案については、この限りでない。
- (書類の返却)
- 第15条 この要綱に基づき入札参加者から提出された技術提案は、返却しないものとする。
- (補則)
- 第16条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。
- 附 則
- この要綱は、令和4年6月7日から施行する。
- 附 則(令和4年9月20日)
- この要綱は、令和4年9月20日から施行する。
- 附 則(令和4年11月1日)
- この要綱は、令和4年11月1日から施行する。